

名張商工会議所後援等名義の使用の承認に関する規程

(令和5年9月19日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国または地方公共団体、民間団体等（以下「主催団体」という。）が主催する記念事業、博覧会、見本市、展示会、講演会等（以下「開催事業」という。）に関する名張商工会議所（以下「会議所」という。）の後援、協賛その他これに準ずるものの名義（以下「後援等名義」という。）の使用の承認について必要な事項を定めるものとする。

(主催団体の承認基準)

第2条 主催団体については、次の各号のいずれかに該当するもののほかは、後援等名義の使用を承認しないものとする。

- (1) 国または地方公共団体
- (2) 公益法人またはこれに準ずる団体
- (3) その他公益性の高い事業を行う団体等であって会頭が適当であると認めるもの

(開催事業の承認基準)

第3条 開催事業については、次に掲げる要件をすべて満たしているもののほかは、後援等名義の使用を承認しないものとする。

- (1) 商工業の発展、地域の振興、福祉または文化の向上に寄与するもので、公益性のあるものであること。
- (2) 営利を目的としないものであること。
- (3) 特定の個人または法人の利益を目的としないものであること。
- (4) 特定の政党の宣伝、勧誘等に供しないものであること。

(承認申請手続)

第4条 後援等名義の使用の承認を受けようとする者は、あらかじめ後援等名義使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて申請し、承認を受けなければならない。ただし、添付書類については、会議所が不要と認めるときは、省略することができる。

- (1) 主催団体の存在を明らかにする書類
- (2) 主催団体の役員その他開催事業関係者の住所および身分等を明らかにする書類
- (3) 開催事業の目的およびその計画を明らかにする書類(予算書を含む。)
- (4) その他会議所が必要と認める書類

(承認等の通知)

第5条 後援等名義の使用の承認または不承認についての申請者に対する通知は、後援等名義使用承認書(様式第2号)または後援等名義使用不承認書(様式第3号)を送付して行う。

(承認の期間)

第6条 後援等名義の使用の承認の期間は、承認の日から当該開催事業の終了の日までとし、長期にわたるものは、六箇月を限度とする。ただし、引き続き申請のある場合または開催事業の性質上やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。

(計画変更等の届出)

第7条 後援等名義の使用の承認を受けた者(以下「名義使用者」という。)は、事業計画その他当該承認に係る事項に変更があったときは、(様式第4号)により直ちに届け出なければならない。

(承認の取消し)

第8条 会議所は、次の各号のいずれかに該当するときは、後援等名義の使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 名義使用者がこの規程に違反したとき。
- (2) 名義使用者が偽りその他の不正は手段により後援等名義の使用の承認を受けたとき。
- (3) その他会議所が当該後援等名義の使用の継続を不適當であると認めるとき。

(開催事業終了の報告)

第9条 名義使用者は、後援等名義の使用に係る開催事業が終了したときは、(様式第5号)によりその結果について報告書を提出しなければならない。

(経費等の負担)

第10条 会議所は、後援等名義の使用の承認に係る開催事業に対し事業実施に係る経費または人的役務を負担しない。ただし、必要と認めるときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、後援等名義の使用に関し必要な事項は、専務理事が別に定める。

付 則 (令和5年9月19日正副会頭会議承認)
この規程は、令和5年9月19日から施行する。